

保護者と教職員の会会則



品川区立宮前小学校保護者と教職員の会 (宮前小PTA)

住 所	東京都品川区戸越4丁目5番10号
郵便番号	〒142-0041
電 話	03(3781)4386

令和6 (2024)年3月15日 改訂版

宮前小学校保護者と教職員の会会則

第 1 章 名称と目的

- 第 1 条 この会は、宮前小学校保護者と教職員の会（略称：宮前小 P T A）という。
- 第 2 条 この会は、保護者と教職員が平等の立場で協力して良い環境をつくり、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかり、成人教育を推進して民主教育の理解を深め、教育の目的に沿うよう努力する。

第 2 章 方針と運営

- 第 3 条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
- (1) 家庭と学校との緊密な連絡を保って、児童の生活を善導する。
 - (2) 児童の生活環境を良くするために努力する。
 - (3) 児童の教育並びに福祉のために活動する公共機関および社会的諸団体と協力する。
 - (4) 義務教育の充実に努める。
 - (5) 学校の管理および教職員の人事には干渉しない。
 - (6) 特定の政党の支持や宗教に関する活動はしない。
 - (7) 公私の選挙の候補者を推薦しない。
 - (8) もっぱら営利を目的とする行為はしない。

第 3 章 会 員

- 第 4 条 この会の会員は、本校児童の保護者またはそれに代わる人（以下保護者という）と本校の教師と職員（以下教職員という）とする。

第 4 章 組織と機関

- 第 5 条 この会は、学級（クラスともいう）を基盤として組織し、会を運営するために総会・常任委員会・運営委員会・役員会・専門部・特別委員会の機関を置く。

- その他の保護者会員はサポーターとして、P T A等の行事に参加協力する。
- 第 6 条 学級組織は、次のとおりとする。
- (1) 学級ごとに会員の互選により、4名の学級役員を選出する。
 - (2) （令和3年4月1日 削除）
 - (3) 4名の学級役員は学級ごとに専門部（学年部・文化部・広報部・校外部）に適切な割合で所属する。
 - (4) (1)において、学級人数に応じ学年全体での選出も講じる場合がある。
 - (5) 特別支援学級に関しては、学級役員として学級部員を2名選出し、第6条(1)～(4)の限りではない。

- 第 7 条 （平成15年3月15日 削除）

- 第 8 条 教職員は互選によって、4名の常任委員を選出する。

第 5 章 本 部 役 員

- 第 9 条 (1) この会に次の本部役員をおく。
- ・ 会 長 1名（保護者）
 - ・ 副 会 長 （保護者と副校長）
 - ・ 書 記 （保護者と教職員）
 - ・ 会 計 （保護者）
 - ・ 推 薦 委 員 （保護者と教職員）
 - ・ ICT メンバー （保護者）

- (2) 本部役員は、役員会を構成する。
- (3) 会長を除く本部役員を選出は、学級ないし学年ごとの会員の互選による。
- (4) 会長の選出は、第 29 条に定められた役員候補者推薦委員会が会員中より推薦し、総会において承認を求める。
- (5) 会長を除く本部役員は 1 学年につき 2 名以上選出し、15 名程度で構成される。副会長、書記、会計、推薦委員、ICT メンバーの担当役職はそれぞれ 2 名から 4 名程度ずつ本部役員会で決定する。
- (6) きょうだい複数在学している場合、本部役員に選出されれば 1 学年分の枠を埋めたことになり、他の専門部や企画委員会における役員互選の対象外、およびサポーター業務の対象外となる（〈別表〉「本部役員、学級役員、企画委員、サポーターの定員と役割について」の「きょうだいサポーター免除」に該当する）。

第 10 条 本部役員の仕事は、次のとおりである。

- (1) 会長は、会務を総理し、会を代表する。
会長は、総会・常任委員会・運営委員会・役員会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。
- (3) 書記は、会の庶務を担当し、総会・常任委員会・運営委員会・役員会を司会し、議事を記録する。
- (4) 会計は、事業計画に伴う予算案の編成、年間における会の全ての金銭収支とその記録および決算報告の作成を行う。
- (5) 推薦委員は、会長候補者の推薦業務を行う。
- (6) (令和 3 年 4 月 1 日 削除)
- (7) ICT メンバーは、ICT 環境整備と ICT による活動支援を行う。

第 11 条 本部役員の仕事は次のとおりである。

- (1) 本部役員の仕事は 4 月 1 日を基本とし、仕事は原則として 2 年とする。ただし、役員会が特に許可した場合は、この限りではない。同職での再任は原則として 1 年までとする。
- (2) 本部役員に欠員を生じたときは、常任委員会に諮って補充し、その仕事は前任者の残任期間とする。
- (3) 本部役員を 2 年務めた場合、以降、役員互選対象から外れる選択ができる。

第 12 条 本会に顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は、常任委員会の承認を受け、前会長を会長が委嘱する。
- (2) 顧問の仕事は 1 年とし、会長の諮問に応ずる。

第 6 章 総 会

第 13 条 この会は、年 2 回、次の定例総会を開く。

- (1) 前期総会
 - ・原則として 4 月または 5 月に開催する
 - ・本年度の事業計画ならびに予算案の審議および議決
 - ・会計監査委員の選任
- (2) 後期総会
 - ・原則として 2 月または 3 月に開催する
 - ・翌年度の本部役員選出

第 14 条 総会に参加、または総会に際して投票できるのは各世帯当たり 1 名とし、総会は全世帯の 10 分の 1 以上の出席または投票がなければ成立しない。

- (1) 総会では、特に定められたこと以外の議決および承認は、出席者または投

- 票者の2分の1以上の賛成を必要とする。
- (2) 全世帯の5分の1以上の要求があったとき、または常任委員会が必要と認めたときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。
 - (3) 総会の議長は、その都度会員の中から選出する。

第7章 運営委員会

- 第15条 運営委員会は、本部役員および各専門部長・副部長と各企画委員会の委員長・副委員長をもって構成し、その任務は次のとおりである。
- (1) 総会ならびに常任委員会に提出する議案や報告書について調整する。
 - (2) 総会ならびに常任委員会より委任された事項を処理する。

第8章 常任委員会

- 第16条 常任委員会は運営委員および常任委員をもって構成し、総会に次ぐ議決機関として次の機能をもつ。
- (1) 総会より委任された事項を処理する。
 - (2) 各委員会・専門部から提出される議案を審議し、議決する。
 - (3) 細則を決定し、または変更する。
 - (4) 特別委員会の設置を承認する。
- 第17条 常任委員会は常任委員の2分の1以上の出席がなければ成立しない。
- (1) 常任委員会では、特に定められたこと以外の議決および承認は、出席者の2分の1以上の賛成を必要とする。
 - (2) 常任委員会は原則として学期に1回の定例会を開く。
 - (3) 運営委員会または常任委員の5分の1以上が必要と認めたときは、臨時常任委員会を開かなければならない。
 - (4) 常任委員会の議長は、その都度常任委員の中から互選する。

第9章 専門部・企画委員会・学級部と特別委員会

- 第18条 (1) 専門部は学年、文化、広報、校外の4部とする。企画委員会は、サマーフェスティバル、周年（もちつき）委員会、地区委員会の3委員会とする。
- (2) 学級役員・企画委員の就任は4月1日を基本とし、任期は原則として1年とする。ただし、役員会が特に許可した場合はこの限りではない。
 - (3) 専門部・企画委員会・学級部の運営は、所属部員・委員によって行われる。
 - (4) 専門部の部長・副部長、企画委員会の委員長・副委員長は部員・委員の互選による。
- 第19条 専門部・企画委員会・学級部の任務は次のとおりとする。
- (1) 学年部は学級・学年における活動の方策を研究し、且つ、推進しながら相互の連絡調整をはかる。また、会長以外の役員、学級役員および企画委員の選出、交流会、サポーターの調整に関する業務を行う。
 - (2) 文化部は教育に関する理解と、児童と会員の教養を高めるための諸活動をする。
 - (3) 広報部はこの会の活動を会員に広く伝え、会員相互の意見を交換するために広報誌を発行し情報を発信する。
 - (4) 校外部は、地域における児童の安全と善導に努め、旗当番の運営や校庭開放事業などを行う。
 - (5) サマーフェスティバル委員会は、サマーフェスティバルの企画、運営を行う。
 - (6) 周年（もちつき）委員会は、11月に行われる開校を祝うもちつきの企画、

運営を行う。また、周年 5 年おきに委員を追加し、周年行事の企画運営を行う。

- (7) 地区 委員会は、品川区の荏原第三地区において青少年健全育成事業として取り組まれる諸行事を担当する。
 - (8) 学級部は本部との連携・連絡係を担う。
- 第 20 条 (1) この会の活動上特に必要が生じたときは、常任委員会の承認を受けて特別委員会を設置することができる。
- 第 21 条 (2) 特別委員の任期は任務終了までとする。
- 第 21 条 各専門部・委員会ならびに特別委員会の事業計画は常任委員会の承諾を得なければならない。

第 10 章 会計監査委員

- 第 22 条 (1) この会は、会のいずれかの機関にも所属しない会計監査委員 2 名を置く。就任は 4 月 1 日を基本とし、任期は原則として 1 年とする。ただし、役員会が特に許可した場合は、この限りではない。
- (2) 会計監査委員は会員中より総会において選任する。
- (3) 会計監査委員は会計を監査し、総会に報告しなければならない。

第 11 章 会 計

- 第 23 条 この会の経費は、会費・事業収入・その他によって支弁する。
- 第 24 条 この会の会費は、総会で決定する。
ただし、特別の事情のあるものは、役員会の承認を得て会費の免除を受けることができる。
- 第 25 条 会の資産は第 1 章第 2 条の目的以外には使用しない。
- 第 26 条 この会の収支予算については、予算案を総会に提案し、議決を得るものとする。
- 第 27 条 この会の収支決算については、会計監査委員の監査を経て総会に報告し承認を得るものとする。
- 第 28 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 12 章 役員候補者推薦委員会

- 第 29 条 役員候補者推薦委員会（以下推薦委員会、推薦委員という）の構成は、次のとおりとする。
- (1) 推薦委員会は役員会より若干名、教職員より 2 名のそれぞれ適切な時期に互選された推薦委員によって構成される。
 - (2) 委員長の選出は、推薦委員の互選による。
 - (3) 削除
- 第 30 条 推薦委員会の任務は次のとおりとする。
- (1) 推薦委員会は、全世帯による無記名投票を行い、会員中から会長候補者を推薦しなければならない。
 - 1 推薦委員会は、会長候補者の推薦を発表する前に本人の了解を得なければならない。
 - 2 推薦委員会は、後期総会の 5 日前までに会長候補者の氏名を全会員に発表し、総会に報告して承認を求めなければならない。
 - (2) ～ (7) 削除

第 13 章 会則の改正

- 第 31 条 (1) この会則の改正は、総会出席者、またはインターネット投票者の無記名投票において 3 分の 2 以上の賛成を得なければ行えない。

- (2) 会則改正案は、その総会の 7 日前までに内容を全会員に通告しなければならない。
- (3) 改正が決定した会則については、決定の 14 日後までに内容を全会員に適切な方法で通告しなければならない。

第 14 章 雑 則

- 第 32 条 会の運営上必要なときは、細則を定めることができる。
- 第 33 条 (1) 細則の決定および変更は、常任委員会において出席者、またはインターネット投票者の 3 分の 2 以上の賛成を得なければ行えない。
- (2) 細則案または変更案は、その常任委員会の 7 日前までに常任委員に通告しなければならない。
- (3) 改正が決定した細則については、決定の 14 日後までに内容を全会員に適切な方法で通告しなければならない。
- 第 34 条 学校長は各種会合に出席し、意見を述べることができる。
- 第 35 条 役員や各専門部は、会員および関係者の個人情報をも漏洩させないため、適切な措置を講じなければならない。

附 則

- 1. この会則は、昭和 45 年 4 月 1 日より実施する。
- 2. この会則の実施によって、昭和 36 年 5 月 13 日実施の会則は無効とする。
- 3. この会則の一部を改正して、昭和 47 年 5 月 12 日より実施する。
- 4. この会則の一部を改正して、昭和 57 年 4 月 1 日より実施する。
- 5. この会則の一部を改正して、昭和 63 年 4 月 1 日より実施する。(第 24 条)
- 6. この会則の一部を改正して、昭和 63 年 12 月 22 日より実施する。(第 30 条 (4))
- 7. この会則の一部を改正して、平成 5 年 4 月 1 日より実施する。(第 6 条 (1) (3) 、第 18 条 (3) 、第 19 条 (2) (3))
- 8. この会則の一部を改正して、平成 12 年 3 月 17 日より実施する。(第 9 条 (3))
- 9. この会則の一部を改正して、平成 14 年 3 月 16 日より実施する。(第 9 条 (2))
- 10. この会則の一部を改正して、平成 15 年 3 月 15 日より実施する。(第 5 条、第 6 条 (1) (3) (4) 、第 7 条、第 8 条、第 18 条 3、第 19 条 (2) (3) (4) 、第 30 条 (2) 、役員・委員選出に関する細則 第 9 条 (2) 、第 10 条)
- 11. この会則の一部を改正して、平成 16 年 3 月 16 日より実施する。(第 9 条 (1))
- 12. この会則の一部を改正して、平成 17 年 3 月 15 日より実施する。(第 11 条 (1))
- 13. この会則の一部を改正して、平成 19 年 3 月 13 日より実施する。
- 14. この会則の一部を改正して、令和 3 年 4 月 1 日より実施する。
- 15. この会則の一部を改正して、令和 5 年 3 月 15 日より実施する。
- 16. この会則の一部を改正して、令和 6 年 3 月 15 日より実施する。